

青森県環境総合プラン

令和6年3月
青森県

青森県環境総合プランの策定に当たって



青森県では、「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき、1998（平成10）年5月に「青森県環境計画」を策定して以来、5度の計画見直し等を行いながら、環境政策を推進してきました。

また、来る2024（令和6）年度からは、県政運営の新たな基本方針となる「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」がスタートします。この基本計画では、「AX（Aomori Transformation）～青森大変革～」の基本理念の下、7つの政策テーマに沿って2040年のめざす姿の実現に向けた取組を推進していくこととしており、政策テーマの一つである「環境」分野においては、「カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現」、「資源効率の高い循環型社会の実現」、「豊かな自然環境の継承」などを主要政策に位置づけています。

さらに、近年、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することをめざすSDGs（持続可能な開発目標）への取組が国際社会全体で進められており、環境分野においては、地球温暖化に伴う気候変動やプラスチックごみによる環境汚染、生物多様性の損失など、地球規模での環境問題に適切に対処し、持続可能な社会を築き上げていくことがこれまで以上に重要となっています。

こうした社会情勢の変化や環境を取り巻く課題等を踏まえ、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための新たな計画として、この度、「青森県環境総合プラン」を策定いたしました。本プランでは、青森県基本計画と同様に、2040（令和22）年までに青森県がめざす姿を掲げ、「自然との共生、脱炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」の基本目標の下、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携・協働して、推進していくこととしています。

めざす姿を実現するためには、あらゆる主体がそれぞれの立場から主体的に取り組むことが重要です。本県が有する豊かで美しい自然環境と快適な生活環境を守り、次世代へ引き継いでいくため、県民一丸となって取り組んでいきましょう。

令和6年3月

青森県知事 宮下 宗一郎

目次

第1章	基本的事項	
1	策定の趣旨	1
2	位置付け	1
3	計画期間	1
第2章	環境を取り巻く状況	
1	地球温暖化と気候変動	3
2	循環型社会	4
3	自然環境・生物多様性	5
4	その他社会情勢の変化	6
第3章	2040年のめざす姿	
1	2040年のめざす姿	7
2	SDGs・地域循環共生圏の考え方の活用	8
第4章	政策・施策の体系	
1	めざす姿に向けた5つの政策	9
2	施策の体系	10
第5章	政策・施策の展開方向	
1	政策・施策の具体的展開	11
2	SDGsとの関係	27
第6章	プランの推進	
1	各主体の役割	28
2	進行管理	29

目次

第7章	開発事業等における環境配慮指針	33
1	開発事業等における環境配慮の考え方	(別冊1) 1
2	環境配慮指針	(別冊1) 1
資料編		34
1	次期青森県環境計画策定に係る「環境に関する県民アンケート調査」	(別冊2) 1
2	次期青森県環境計画策定に係る「環境に関する事業者アンケート調査」	(別冊2) 14
3	第6次青森県環境計画取組状況等点検・評価結果の概要	(別冊2) 22
4	青森県環境総合プランの策定経過	(別冊2) 23
5	青森県環境審議会委員名簿	(別冊2) 24
6	次期青森県環境計画策定検討に係る有識者会議	(別冊2) 25
7	次期青森県環境計画策定庁内連絡会議設置要綱	(別冊2) 26

第1章 基本的事項

1 策定の趣旨

- ・ 「青森県環境の保全及び創造に関する基本条例※¹」(以下「環境基本条例」)に基づき、「青森県環境計画」を1998(平成10)年5月に策定し、その後5回の見直しを行いながら環境政策を推進してきました。
- ・ 人口減少・少子高齢化の一層の進行、地球温暖化が要因と考えられている豪雨や台風の頻発、海洋プラスチックごみの問題の顕在化、カーボンニュートラルに向けた動きや世界共通の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組の広がりなど、本県を取り巻く状況は刻々と変化しています。
- ・ 青森県では、県行政全般に係る基本方針となる「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋※²」(以下「基本計画」)を策定し、本県が人口構造の重要な局面を迎える2040(令和22)年のめざす姿として「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」を掲げ、県と県民が共有する基本理念「AX(Aomori Transformation)～青森大変革～」のもと、新しい青森県づくりに向けた政策・施策を展開していきます。
- ・ こうした社会情勢の変化や環境を取り巻く課題を踏まえ、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進していくため、「青森県環境総合プラン」(以下「本プラン」)を策定するものです。

2 位置付け

- ・ 環境基本条例第10条に基づく、本県における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- ・ 県行政運営の基本方針である基本計画の目標実現に向け、関連する個別計画も含めた、環境に関する取組の政策・施策レベルの内容を総合的かつ体系的に示すもの
- ・ 中長期的視点に立った、めざす姿とその達成に向けた施策の方向性を明らかにし、共有することにより、各施策を行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携・協働して推進するもの
- ・ 「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条第1項に基づく、本県の行動計画

3 計画期間

2024(令和6)年度から2028(令和10)年度の5年間

※¹ 青森県環境の保全及び創造に関する基本条例：https://reiki.pref.aomori.lg.jp/reiki_honbun/c001RG00000556.html

※² 青森県基本計画「青森新時代」への架け橋(2024(令和6)～2028(令和10)年度)：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kikaku/kikaku/master-plan2024-2028.html>

第1章 基本的事項

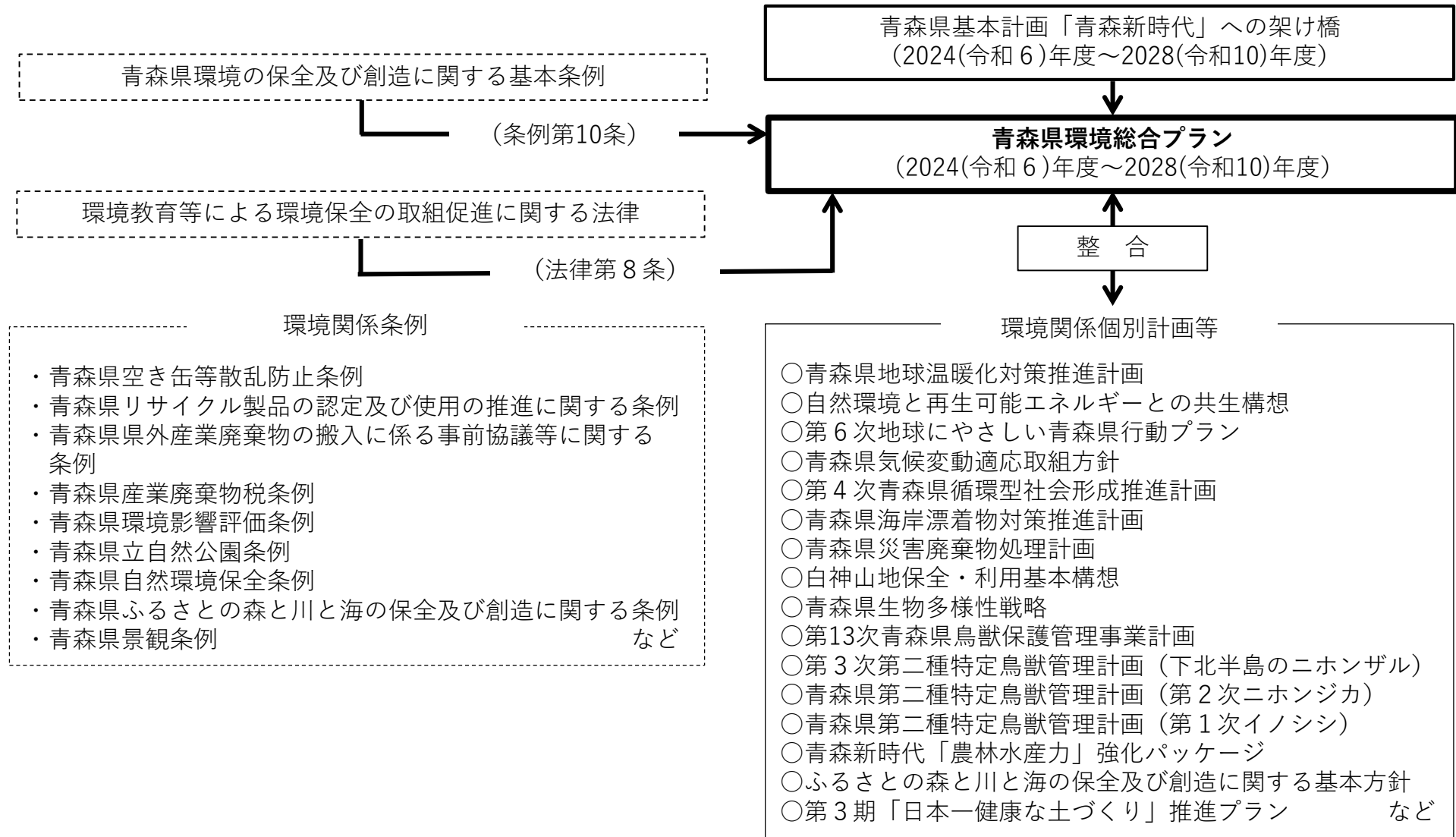


図1 青森県環境総合プランと県基本計画及び環境関係計画等の体系図

第2章 環境を取り巻く状況

1 地球温暖化と気候変動

(1) 2050年カーボンニュートラル

- ・ 日本を含めた世界各地で、気候変動がもたらす様々な気象災害が発生し、その被害が顕在化しています。
- ・ 地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて世界が取組を進めており、120以上の国と地域が「2050年カーボンニュートラル^{※3}」という目標を掲げています。
- ・ 我が国では、2020(令和2)年10月に、首相の所信表明演説において、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言し、2021(令和3)年6月、「地球温暖化対策の推進に関する法律」を改正し、基本理念に「2050年までの脱炭素社会の実現」を規定しました。

(2) 気候変動「勝負の10年」

- ・ 我が国では、2030(令和12)年までの期間を「勝負の10年^{※4}」と位置付け、必要な取組を進め、2050(令和32)年までのカーボンニュートラル及び2030(令和12)年度温室効果ガス46%削減の実現を目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けていくこととしています。
- ・ 国では、脱炭素を成長の機会と捉える時代の地域の成長戦略である「地域脱炭素」の実現を目指し、2021(令和3)年6月に「地域脱炭素ロードマップ」を策定し、全国展開のモデルとなる「脱炭素先行地域づくり」などを進めています。

(3) 地球温暖化の本県への影響と対策

- ・ 青森地方気象台の気象データによると、青森県内の年平均気温は上昇傾向が見られています。
- ・ 県内では、2021(令和3)年8月及び2022(令和4)年8月と2年連続で大雨による大規模な災害が発生したほか、2023(令和5)年8月には猛暑により小中学校が臨時休校するなど、日常への影響も現れています。
- ・ 2021(令和3)年2月、県として2050(令和32)年カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、国内外で生じた新たな動向等を踏まえ、2023(令和5)年3月に「青森県地球温暖化対策推進計画」を改定しました。

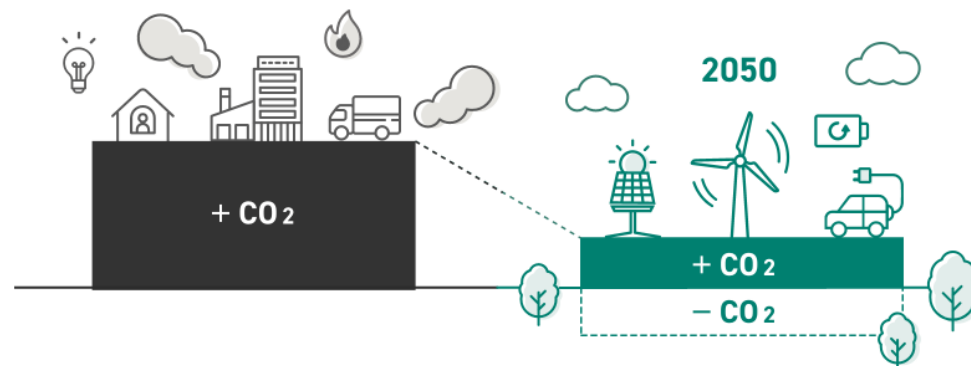


図2 カーボンニュートラルのイメージ

出典：環境省ホームページ「脱炭素ポータル」

https://ondankataisaku.env.go.jp/carbon_neutral/about/

※3カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量から吸収量を差し引いて合計を実質的にゼロにすること

※4勝負の10年：2021(令和3)年10月から11月に英国・グラスゴーで開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)で岸田首相がスピーチで表明

第2章 環境を取り巻く状況

2 循環型社会

(1) 循環経済（サーキュラーエコノミー）

- 資源・エネルギーや食料需要増大、プラスチックをはじめとした廃棄物発生量の増加が世界全体で深刻化しています。一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）^{※5}」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。
- 環境省が2022(令和4)年9月に公表した「循環経済工程表」において、目指すべき循環経済の方向性や施策の方向性が示されました。ライフサイクル全体での資源循環に基づく脱炭素化の取組を、官民が一体となって推進し、脱炭素社会の実現に幅広く貢献していくこととしています。

(2) プラスチック資源循環

- 不適正な処理のため世界全体で年間数100万トンを超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計され、このままでは2050(令和32)年までに魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予想されています。
- 2022(令和4)年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、プラスチック使用製品のライフサイクル全般にわたって、「3R+Renewable^{※6}」の原則に則り、あらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を促進するための措置を講じることとしています。

(3) 本県の廃棄物、資源循環の状況

- 本県の県民1人1日当たりのごみ排出量は全国下位、プラスチックごみや食品廃棄物の再生利用率は、全国と比較して低く、多くが焼却・埋立てされているため、更なる3Rの推進とともに、循環資源の活用促進が必要です。
- こういった状況を踏まえ、プラスチック資源循環や食品ロス削減対策の推進等を重点取組とした「第4次青森県循環型社会形成推進計画」を2021(令和3)年3月に策定しました。

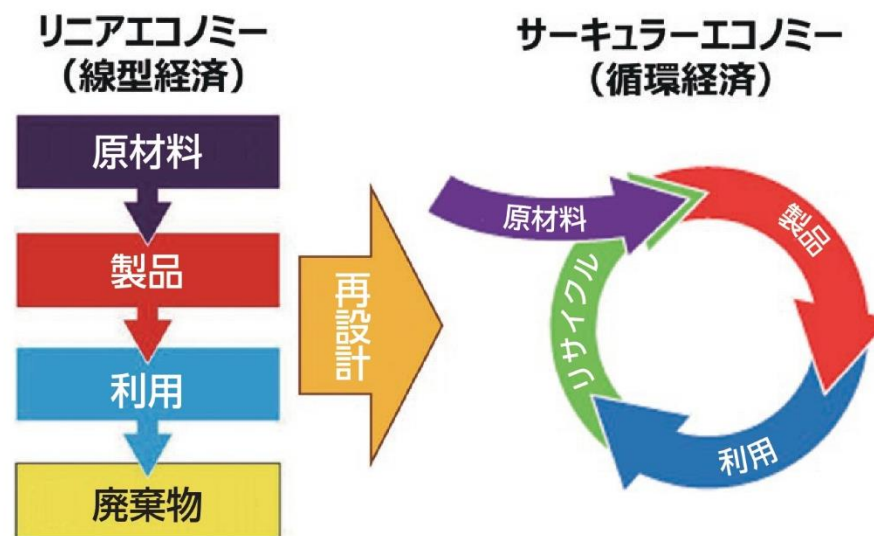


図3 サークュラーエコノミーのイメージ

出典：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy」(2016)より環境省作成

^{※5}循環経済（サーキュラーエコノミー）：資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動

^{※6}3R+Renewable：3R（リデュース（Reduce：発生抑制＝「ごみ」は出さない）、リユース（Reuse：再使用＝使える「もの」は繰り返して使う）、リサイクル（Recycle：再生利用＝再び資源として利用する））に加え、再生可能資源への代替など資源循環に向けた取組を拡大すること

第2章 環境を取り巻く状況

3 自然環境・生物多様性

(1) 生物多様性の危機

- ・ 種の絶滅速度は過去100年間で急上昇しており、第6の大量絶滅期とも言われています。
- ・ 2022(令和4)年12月に開催された国連生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、30by30目標^{※7}やネイチャーポジティブ^{※8}（自然再興）の考え方を含む新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。

(2) 生物多様性国家戦略2023-2030策定

- ・ 国は、2023(令和5)年3月に、2030(令和12)年のネイチャーポジティブの実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略として「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定しました。
- ・ この中で、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調し、30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復・自然資本を守り活かす社会経済活動を推進することとしています。

(3) 本県の自然環境

- ・ 本県は、2023(令和5)年に登録30周年を迎えた世界自然遺産白神山地、三陸復興国立公園や十和田八幡平国立公園といった日本有数の国立公園に加え、森林が県土面積の65.8%を占めるなど、豊かな自然環境を有しています。
- ・ 私たちの重要な財産である豊かな自然環境を適切に保全し、理解を深め、揺るぎない形で次世代へ引き継いでいくため、水や緑、大地、そこに棲む多様な生物などとの共生を図っていく必要があります。



図4 30by30ロゴマーク

出典：環境省ホームページ「30by30」

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

※7 30by30目標：2030年までに自国の陸と海の30%以上を保全・保護する目標

※8 ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること

第2章 環境を取り巻く状況

4 その他社会情勢の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

- ・ 2020(令和2)年から続いたコロナ禍は、行動制限、休業や営業時間の短縮、学校の臨時休業、医療現場のひっ迫など社会経済活動に大きな影響を与えましたが、2023(令和5)年5月に感染症法上の位置付けが5類感染症に移行し、一つの区切りを迎えました。
- ・ 本県の環境への影響としては、経済活動の停滞に伴いエネルギー使用量が減少したこと等による温室効果ガス排出量の減少、巣ごもり消費や家庭内の片付け等による生活系ごみ増加などの影響が見られました。

(2) ウクライナ情勢による影響

- ・ ウクライナ情勢に端を発したエネルギーや原材料等の価格高騰により、県民及び事業者の各種負担が増加する状況が続いています。
- ・ こうした状況を踏まえ、県民や事業者に対する緊急的な物価高騰対策を効果的に実施するため、「青森県物価高騰緊急対策本部」を設置するとともに、省エネ性能の高い家電への買替え促進キャンペーンや、中小企業者等の省エネ・低コスト設備導入等に対する支援などを行いました。

(3) 本県の人口構造

- ・ 本県の人口は1983(昭和58)年をピークに減少を続け、2023(令和5)年2月、1947(昭和22)年以来76年ぶりに120万人を下回りました。
- ・ また、年代別にみると2040(令和22)年は、若い世代のみならず、65歳以上の高齢者人口も減少に転じて全世代が減少し始めるという、本県の人口構造にとって重要な局面となります。
- ・ 環境政策においても、人口構造などの社会情勢の変化に応じた対応が求められます。

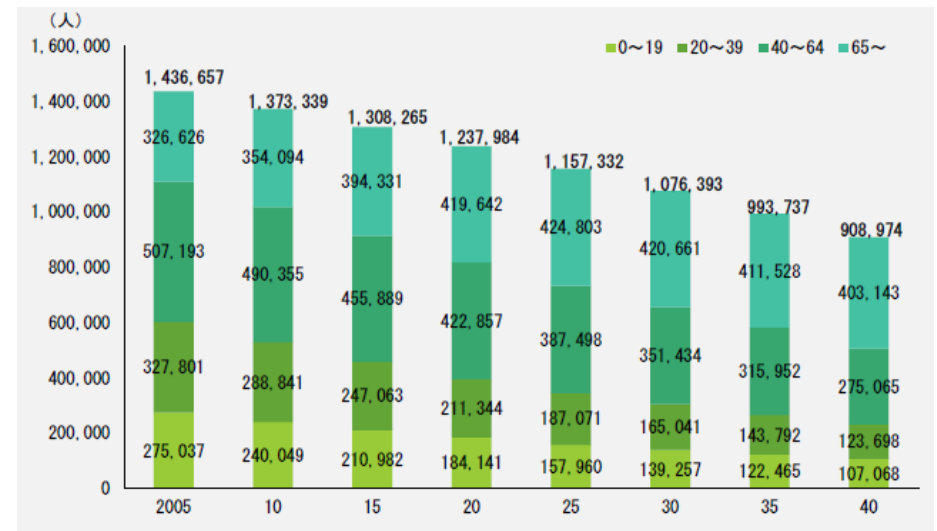


図5 青森県の人口（年齢階層別、2005-2050）

資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018(平成30)年推計）」より県企画政策部作成

第3章 2040年のめざす姿

1 2040年のめざす姿

本プランでは、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、中長期的な視点に立った環境の保全及び創造に関する施策を展開していくため、青森県基本計画同様、2040(令和22)年までに青森県がめざす姿を掲げ、基本目標を「自然との共生、脱炭素・循環による持続可能な地域社会の形成」とし、めざす姿の実現に向けて取組を進めます。

【基本目標】

自然との共生、脱炭素・循環による持続可能な地域社会の形成

【めざす社会像】

① 暮らしと自然環境が守られている脱炭素社会

省エネルギーなど徹底した温室効果ガスの排出抑制対策や、森林整備などの吸収源対策の促進により、地球温暖化の影響から県民の豊かな暮らしや本県の貴重な自然環境が守られています。

② 資源を有効活用し、快適な生活環境が守られている循環型社会

3Rが当たり前実践されているとともに、人口規模や処理規模を踏まえた適正なごみ処理体制の構築、環境に配慮した持続可能な物質循環の確保が図られ、循環型社会が形成されています。

また、廃棄物の適正処理や大気・水質・土壌の環境保全対策によって、健全な生活環境が守られています。

③ 恵み豊かな自然と共生する社会

三方を囲む海、世界自然遺産白神山地を始めとする森林や十和田湖・奥入瀬溪流など豊かな自然環境の保全と活用が両立し、奥羽山脈を境として異なる気候の下で育まれた多様な動植物の生態系が維持され、県民が自然と共生しながら心豊かに日々の暮らしを営んでいます。

第3章 2040年のめざす姿

2 SDGs・地域循環共生圏の考え方の活用

本プランでは、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であるという「SDGs」や、地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していく「地域循環共生圏」の考え方を取り入れ、分野横断的に展開することにより、本県が直面する経済・社会課題の解決にも資することをめざします。



図6 SDGsのロゴとアイコン

「SDGs（持続可能な開発目標）」は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。2030年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

出典：国連広報センター「2030アジェンダ」

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

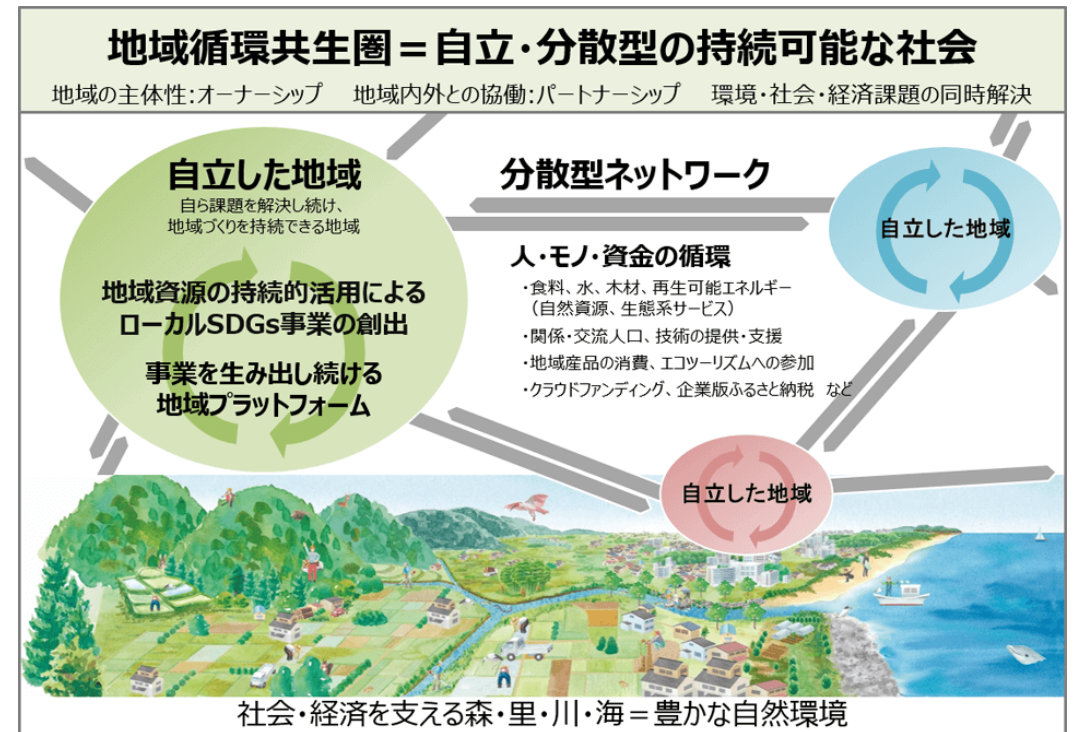


図7 地域循環共生圏のイメージ

地域循環共生圏は、地域の多様な資源を最大限に活用しながら、環境・社会・経済の同時解決を目指す考え方であり、ローカルSDGsとも言われます。

出典：環境省ホームページ「環境省ローカルSDGs地域循環共生圏」

<http://chiikijunkan.env.go.jp/>

第4章 政策・施策の体系

1 めざす姿に向けた5つの政策

本プランでは、2040(令和22)年の「めざす姿」に向けて、5つの政策を柱として施策を展開し、行政、県民、事業者、民間団体等の各主体が連携・協働して、推進していくこととします。

政策Ⅰ カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現

省エネルギーや再生可能エネルギーの導入推進などによる温室効果ガスの排出抑制対策、森林整備などの吸収源対策の促進によるカーボンニュートラルを目指します。また、地球温暖化による気候変動への適応対策も併せて推進します。

政策Ⅱ 資源効率の高い循環型社会の実現

循環型社会を形成するためには、あらゆる主体において、3Rを軸として資源循環に向けた取組を拡大していくとともに、人口減少の進行にも対応した適正で効率的なごみ処理体制の構築等に向けた取組を推進します。

政策Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全

大気・水・土壌環境は、概ね環境基準を達成し、良好な状態にありますが、県民の安全・安心な生活環境を保全するため、モニタリングなどの環境汚染防止対策に取り組みます。

政策Ⅳ 豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承

多様な動植物が息づく本県の豊かな自然環境からもたらされる恵みや、山・川・海をつないで生み出される良質な水資源を、次の世代につなぐため、自然環境を保全しながら身近に自然と触れあえる環境の整備や、水循環の確保などの取組を推進します。

政策Ⅴ あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進

持続可能な地域社会づくりのため、幅広い年代層が、環境を取り巻く課題と、一人ひとりの行動が環境に与える影響を正しく理解し、自分事として具体的な行動を実践できるよう、環境人財の育成に取り組みます。また、各主体との連携・協働による環境教育や環境保全活動を推進します。

第4章 政策・施策の体系

2 施策の体系

政策Ⅰ カーボンニュートラルに向けた 脱炭素社会の実現	施策1 温室効果ガスの排出抑制対策の推進
	施策2 自然・地域と共生する再生可能エネルギーの活用促進
	施策3 吸収源対策の推進
	施策4 気候変動への適応
政策Ⅱ 資源効率の高い循環型社会の実現	施策1 限りある資源を有効活用する3R+の推進
	施策2 廃棄物の適正処理の推進
政策Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全	施策1 大気環境の保全
	施策2 水環境の保全
	施策3 身近な生活環境の保全
	施策4 化学物質対策の推進
	施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進
	施策6 環境影響評価の推進
	施策7 公害苦情・紛争処理の推進
政策Ⅳ 豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承	施策1 世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用
	施策2 自然と共生する里地里山の保全と活用
	施策3 生活を支える健全な水循環の確保
	施策4 良好な景観の保全と創造
	施策5 歴史・文化の価値や魅力に対する理解の醸成と活用の促進
政策Ⅴ あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び 各主体との連携・協働の推進	施策1 子どもから大人まで、あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり
	施策2 環境に優しい行動促進

第5章 政策・施策の展開方向

1 政策・施策の具体的展開

政策Ⅰ カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現

施策Ⅰ 温室効果ガスの排出抑制対策の推進



現状と課題

- 世界平均気温は、工業化以前と比べて1.48℃上昇^{※9}しています。本県においても、気候変動に対する追加的な緩和策が取られなかった場合には、21世紀末の平均気温は約4.7度上昇するシナリオが想定されており、地球温暖化による様々な分野への影響が懸念されています。
- 本県の温室効果ガス排出量は着実に減少していますが、カーボンニュートラル達成のためには、家庭、産業、運輸など様々な分野において更なる排出抑制対策が必要です。
- 2050年脱炭素社会の実現に向けて更なる取組を進めるため、地球温暖化対策に関する県の取組指針である「青森県地球温暖化対策推進計画」を改定しました。(図8)
- その中で、2030(令和12)年度までの温室効果ガスの削減目標を「2013年度比51.1%削減」に引き上げ、脱炭素社会の実現を目指し、「徹底した省エネルギー対策の推進」、「再生可能エネルギー等の導入拡大」、「吸収源対策の推進」、「環境教育・県民運動の推進」の方針の下に施策を推進していくこととしています。

施策の展開方向

- ① 家庭における省エネ行動や、省エネ性能の高い機器・家電の普及など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に向けた取組の推進
- ② 事業活動における設備の運用改善や高効率設備への更新など、エネルギー利用の最適化の促進
- ③ 住宅、建築物のZ E H^{※10}、Z E B^{※11}化及び既存住宅・建築物の断熱・気密改修や高効率設備の導入促進と施工事業者の育成
- ④ スマートムーブや公共交通の脱炭素化の推進、次世代自動車の普及促進
- ⑤ 物流事業者、荷主や消費者を始めとする多様な関係者による物流効率化に向けた意識の醸成など、物流における脱炭素化の促進
- ⑥ 省エネ効率の向上に向けてエネルギーマネジメントシステムなどデジタル技術の活用促進
- ⑦ 農地土壌や家畜由来の温室効果ガスの削減に向けた取組の促進
- ⑧ 県の環境配慮の率先行動計画である「地球にやさしい青森県行動プラン」の推進
- ⑨ 市町村が行う地域脱炭素化に向けた取組に対する支援

※⁹2023(令和5)年世界の平均気温、EU(ヨーロッパ連合)の気象情報機関「コペルニクス気候変動サービス」2024(令和6)年1月発表

※¹⁰Z E H: net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅

※¹¹Z E B: net Zero Energy Building(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅰ カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現

温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度温室効果ガス排出量 2013年度比 **51.1%削減**



その他ガス：△ 31.1%、非エネルギー起源 CO₂：△ 7.5%、再エネの利用拡大：△ 2,304 千 t-CO₂

2050年カーボンニュートラル
(温室効果ガス排出実質ゼロ)

再生可能エネルギーの導入目標

2030年度までに **自家消費型等により1.34億kWh相当導入**

目指す姿の実現に向けて

方針 1

徹底した省エネルギー対策の推進

- くらし**
 - 家庭における省エネルギーの推進
 - 住宅の省エネルギーの推進
 - 自動車の使用に由来する環境負荷の低減
- しごと**
 - 脱炭素経営への取組支援
 - 事業活動における省エネルギーの推進
 - 建築物の省エネルギーの推進
 - 物流における省エネルギーの推進
- まち**
 - 公共施設の脱炭素化
 - 地域公共交通機関・自転車等の利用促進
 - 自動車交通における環境負荷の低減

方針 2

再生可能エネルギー等の導入拡大

- 再生可能エネルギー（電気・熱）の導入促進
- 脱炭素燃料の利活用の促進

方針 3

吸収源対策の推進

- 間伐や再造林等による適切な森林整備の促進
- 森林資源の循環利用の促進

方針 4

環境教育・県民運動の推進

- 環境教育の推進
- 県民運動の推進

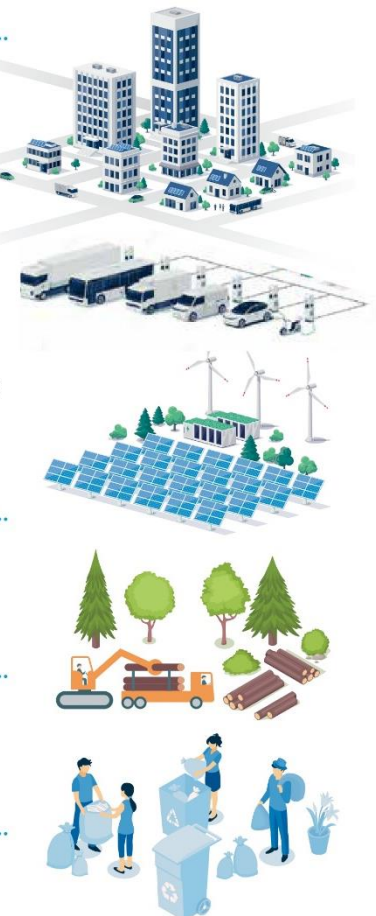


図8 青森県地球温暖化対策推進計画の概要

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅰ カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現

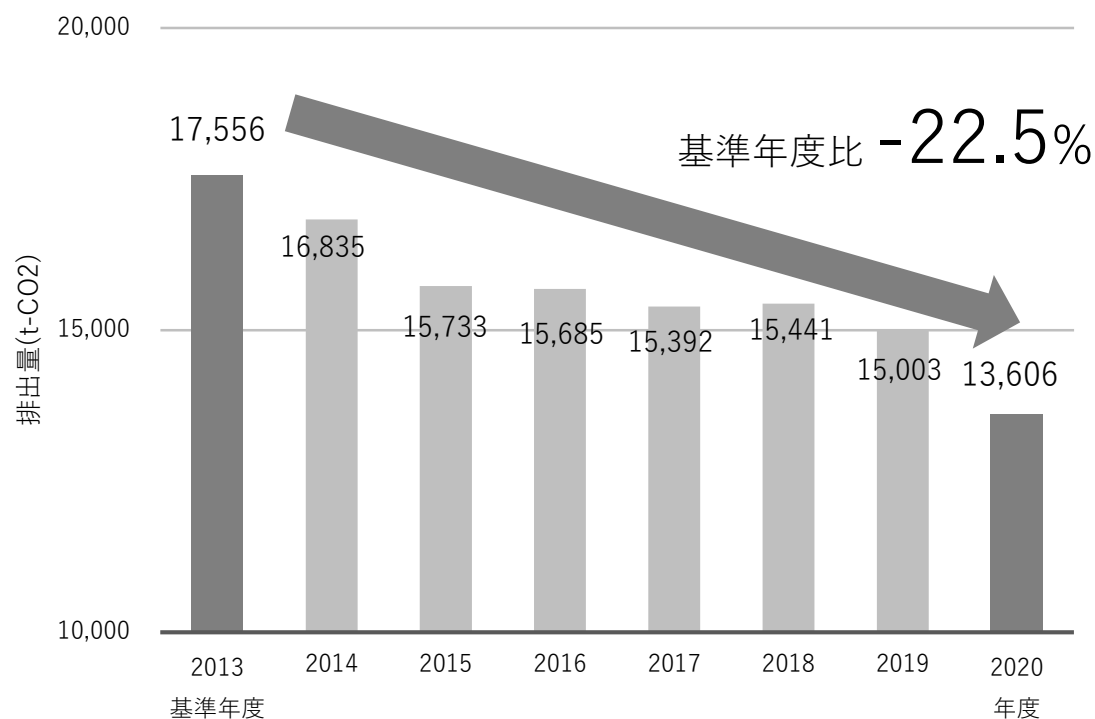


図9 温室効果ガスの排出状況（青森県内）

- ・ 2020年度実績：13,606 千t-CO₂ (全国の1.2%)
- ・ 青森県地球温暖化対策推進計画の基準年度との比較：2013年度(平成25年度)比で22.5%減少
※目標値：2030年度までに2013年度比で51.1%削減

出典：「青森県における温室効果ガスの排出状況について【2020年度(令和2年度)の実績】」

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/lowcarbon.html>

第5章 政策・施策の展開方向

政策1 カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現

施策2 自然・地域と共生する再生可能エネルギーの活用促進

現状と課題

- 近年、風力発電を始めとする再生可能エネルギーの導入が急速に進められている中、自然環境への影響など様々な問題が顕在化しています。再生可能エネルギーと地域・自然とが共生することのできる新たな仕組みづくりに向け、2023(令和5)年9月に「自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想^{※12}」を策定しました。
- 脱炭素社会の実現に向け、本県が持つ豊富な資源を再生可能エネルギー源として活用していくとともに、経済的メリットを獲得して地域の活性化につなげていくことが必要です。

施策の展開方向

- ① 自然環境・景観、地域の文化等への配慮や安全性を確保した、地域と共生する再生可能エネルギーの導入に向けた条例制定等の環境づくり
- ② 住宅や事業所等における地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進
- ③ 水素エネルギー、熱エネルギーやバイオマスエネルギーの活用促進
- ④ 再生可能エネルギーの地産地消による、地域内でエネルギーや経済が好循環する仕組みづくり

施策3 吸収源対策の推進

現状と課題

- カーボンニュートラル達成のためには、排出抑制対策だけでなく、森林や海洋生態系に温室効果ガスを取り込む吸収源対策が必要です。

施策の展開方向

- ① 再造林などの森林の整備、藻場や干潟といったブルーカーボン^{※13}に関連する環境再生を通じた温室効果ガスの吸収・貯留
- ② 住宅や公共建築物等への県産材の利用促進
- ③ カーボンクレジット制度^{※14}を通じて、県有林等から創出したクレジットの販売収入を森林等の整備に環流し、温室効果ガス吸収源を確保

※12自然環境と再生可能エネルギーとの共生構想：自然環境との共生を前提に、県内の電力需要相当量の全てを再生可能エネルギーによる発電で賄うことが可能な規模の導入を目指し、再生可能エネルギーと地域・自然との共生に係る条例等の制定)や再生可能エネルギーに係る新税導入の検討などに取り組む構想

※13ブルーカーボン：沿岸・海洋生態系に取り組みられ、そのバイオマスやその下の土壌に蓄積される炭素のこと

※14カーボンクレジット制度：温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして発行し、主に企業間で売買可能にする仕組み

第5章 政策・施策の展開方向

政策1 カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現

施策4 気候変動への適応

現状と課題

- 気候変動の影響により、全国的に自然災害が激甚化・頻発化しており、本県においても近年は、下北・上北地方を中心とした「令和3年8月9日からの大雨」や津軽地方を中心とした「令和4年8月3日からの大雨」などの風水害が発生しました。（図10）
- 気象災害だけでなく、熱中症の増加、農作物の品質低下、生態系の変化など、様々な分野での影響が懸念されています。
- 県では、2021(令和3)年3月に策定した「青森県気候変動適応取組方針」において、様々な分野で想定される気候変動の影響やそれに対する適応策を整理・共有し、取組を推進することとしています。



図10 令和3年8月9日からの大雨による
国道279号(むつ市)被災状況

施策の展開方向

- ① 気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域のあらゆる関係者と連携し、「流域治水^{※15}」によるハード・ソフト一体となった事前防災対策の推進
- ② 農業水利施設、海岸保全施設、砂防関係施設、上下水道施設等の公共インフラの整備・補強
- ③ 熱中症、デング熱等の感染症などによる健康への影響や予防に関する情報提供
- ④ 気候変動適応法による熱中症特別警戒情報等に係る伝達体制の整備
- ⑤ 関係機関等との連携による気候変動に適応した農林水産品の高品質・安定生産に資する技術の開発や生産現場への普及

※15流域治水：水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの取組を加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域にかかわるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅱ 資源効率の高い循環型社会の実現

施策1 限りある資源を有効活用する3R+^{※16}の推進



現状と課題

- 本県のごみ総排出量は減少傾向、リサイクル率は横ばいですが、全国と比較するとごみ排出量は多く、リサイクル率は低い状況です。(図10、図11)
- 循環型社会を形成するためには、あらゆる主体において、3Rを軸として資源循環に向けた取組を拡大していくとともに、人口減少の進行にも対応した適正で効率的なごみ処理体制の構築が必要です。
- 県民1人1日当たりの食品ロスは、全国値を上回っているため、その削減に向けた取組が必要です。
- 「プラスチック資源循環促進法」が2022(令和4)年4月に施行され、プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者は、積極的な排出の抑制・再資源化等の取組が必要です。
- 県では、2021(令和3)年3月に策定した「第4次青森県循環型社会形成推進計画」において、「プラスチック資源循環の推進」、「食品ロス削減対策の推進」、「行政・民間事業者等各主体の連携強化」に重点的に取り組むこととしています。

施策の展開方向

- ① 家庭や事業活動における3Rに加え、再生可能資源への代替など資源循環に向けた取組の拡大・実践促進
- ② 食品ロス削減や生ごみ減量などごみの減量に向けた取組の推進
- ③ 古紙やプラスチックを始めとするリサイクル資源の適正分別と資源循環の取組推進
- ④ 青森県認定リサイクル製品^{※17}を始めとするリサイクル製品の生産・優先使用の拡大に向けた取組の推進
- ⑤ 原料の選択、過剰包装の抑制や廃棄時の分別のしやすさなど、ライフサイクル全般での環境に配慮した製品づくりの普及
- ⑥ 地域の特性に応じた「ごみ処理の最適化^{※18}」と官民連携によるごみ処理・資源循環促進、各主体の連携強化
- ⑦ 稲わら、間伐材、ホタテガイ貝殻、りんごせん定枝などの未利用資源の活用拡大

※16 3R+：「+」には、プラスチック資源循環法の基本原則である「3R+Renewable」や従来の3Rに「Refuse(リフューズ)：断る」を加えた「4R」など、循環型社会の実現に向け従来の「3R」に「+」した取組を推進していくという意図がこめられている

※17 青森県リサイクル認定製品：県内から発生する循環資源を原材料としたリサイクル製品のうち、一定の基準を満たすものを県が認定した製品

※18 ごみ処理の最適化：人口減少の進行に対応したごみ処理の広域化や集約化、紙などのリサイクル資源の分別・収集や焼却施設への搬入規制、ごみ処理の有料化などの各種施策について、地域におけるごみ処理の実情に応じて導入すること

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅱ 資源効率の高い循環型社会の実現

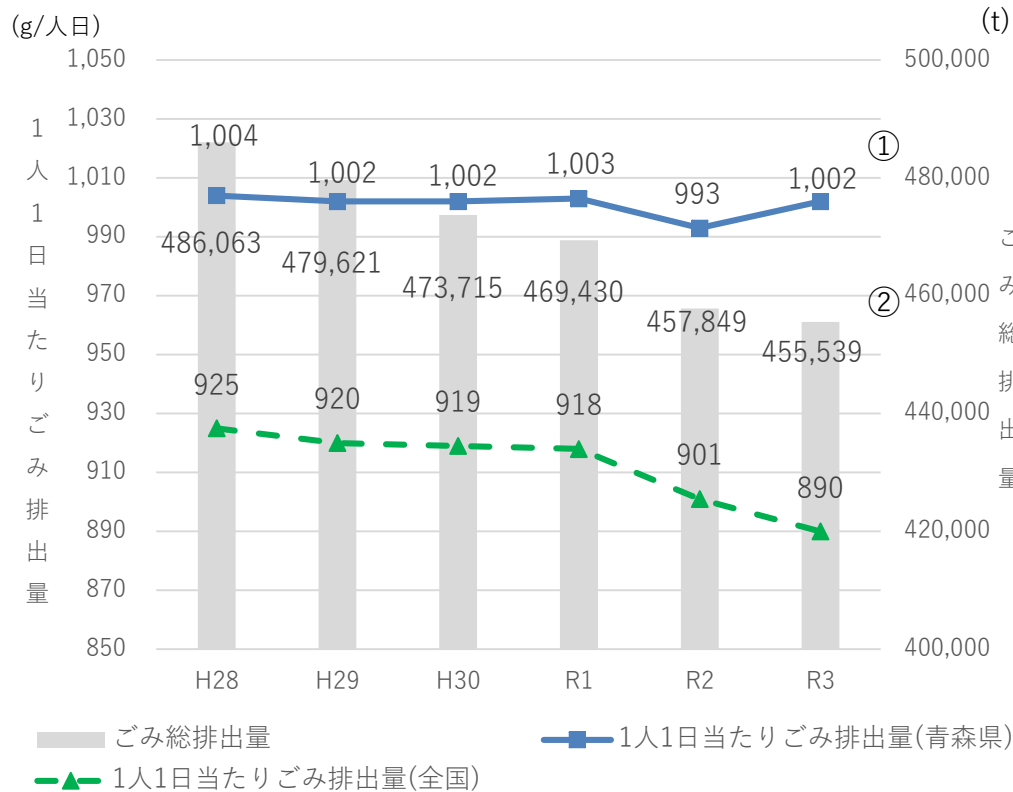


図11 ごみの総排出量と1人1日当たりのごみ排出量

- ① 本県の1人1日当たりのごみ排出量は、1,000g前後で推移し、全国と比較して多い状況です。
- ② 一方、ごみ総排出量は減少しており、現在の統計方法となった2000(平成12)年度以降、最も低い数値です。

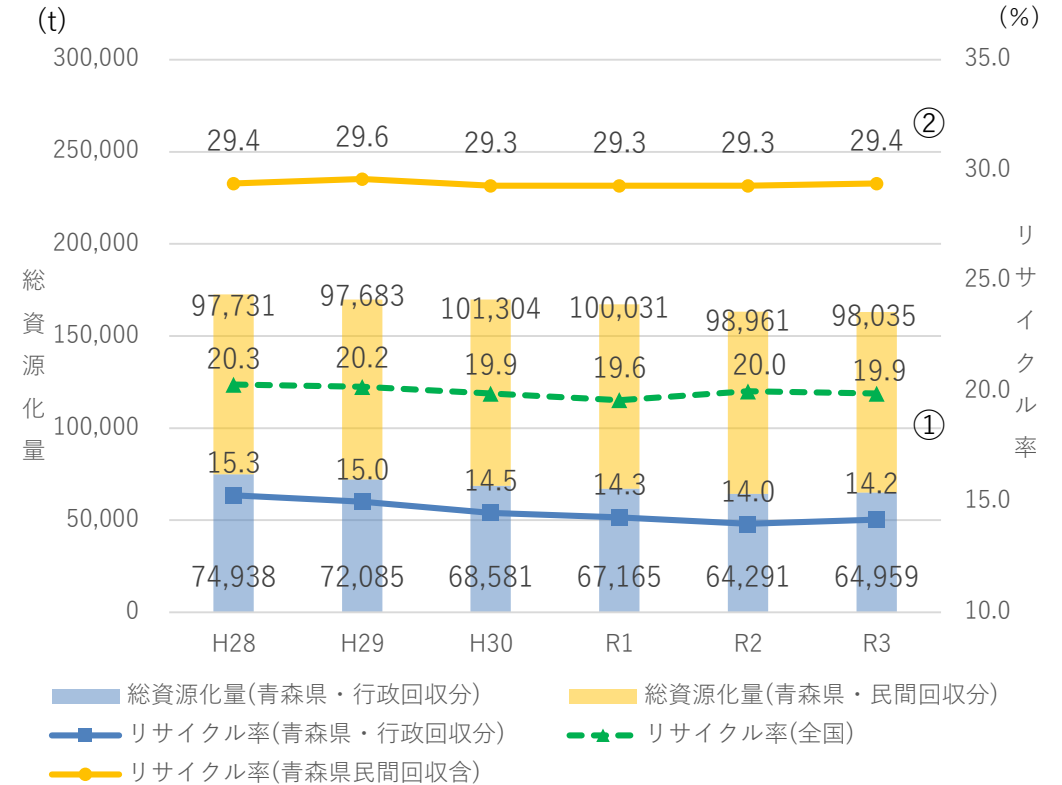


図12 資源化量とリサイクル率

- ① 行政回収分のリサイクル率は横ばいであり、全国と比較して低い状況です。
- ② 一方、民間事業者による資源回収が進んでおり、県が独自に調査した民間回収分を含めたリサイクル率は29.4%となっています。

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅱ 資源効率の高い循環型社会の実現

施策2 廃棄物の適正処理の推進

現状と課題

- 廃棄物の不法投棄や不適正処理が依然として後を絶たないことから、引き続き、排出事業者や処理業者に対する立入検査などの各種監視活動を実施するとともに、不法投棄などの不適正処理が発見された場合には、原因者等の特定や原状回復指導、行政処分などの適正な対応が必要です。
- 本県は、総延長約800 kmの海岸線を有しており、プラスチックごみをはじめ毎年多くのごみ等が漂着し、景観、自然環境、水産資源、観光など、県内の豊かな資源への影響が深刻な問題となっているため、海岸漂着物対策に取り組むことが必要です。
- 人の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがある災害廃棄物については、市町村災害廃棄物処理計画の策定とともに、処理施設等の整備も含め、処理体制が全ての市町村においてできるだけ早期に整備・構築されることが必要です。
- 青森・岩手県境不法投棄事案（田子町）については、2013(平成25)年12月に廃棄物等の撤去が完了しましたが、引き続き、地下水浄化のための原状回復事業を着実に実施するとともに、現場の環境再生の取組を推進します。
- 処分期限（高濃度：処理期限終了、低濃度：2027(令和9)年3月31日）が迫っているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物については、引き続き、PCB廃棄物の適正処理を推進していくことが必要です。

施策の展開方向

- ① 廃棄物の適正処理の推進及び不法投棄などの未然防止と早期発見・早期解決
- ② 市町村や民間団体等との連携によるプラスチックごみなど海洋ごみの発生抑制
- ③ 海岸漂着ごみの処理の推進
- ④ 市町村における災害廃棄物の処理に対する支援
- ⑤ 青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復の着実な推進、環境再生の取組や再発防止に向けた情報発信
- ⑥ PCB廃棄物・使用製品の期限内処分に向けての、保管・所有事業者の保管・所有状況の把握や適正処理の推進

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全

施策1 大気環境の保全



現状と課題

- 近年の県内の大気環境はおおむね環境基準を達成し、良好な状態にあります。引き続き、大気汚染防止法等に基づく常時監視や立入検査・指導を通じて、大気汚染を防止することが必要です。
- 稲わらの焼却については、稲わらの有効利用により改善が図られていますが、依然として局地的に行われていることから、関係市町村と連携しながら、わら焼防止対策を推進していくことが必要です。
- 悪臭については、近年では、従来の畜産農業などに係る苦情のほか、苦情の内容が多種多様なものとなっており、関係市町村と連携して対応していくことが必要です。

施策の展開方向

- ① 大気汚染の常時監視及びばい煙や悪臭等の発生源施設への立入検査・指導の推進
- ② 市町村との連携による稲わらの焼却防止・有効利用啓発活動の推進
- ③ 家畜排せつ物の適正管理による悪臭防止対策の推進

施策2 水環境の保全

現状と課題

- 公共用水域（河川、湖沼、海域）の水質の状況をBOD^{※19}又はCOD^{※20}で見ると、環境基準達成率は近年90%前後で推移しており、県全体としては、おおむね良好な状態で推移しています。
- 一部の水域において生活排水などが主な原因と考えられる環境基準の継続的な非達成が見られるため、公共用水域の水質の監視の継続や汚水処理施設の整備による生活排水対策の推進などが必要です。

施策の展開方向

- ① 生活排水や事業活動に伴う排水の汚水処理による水質汚濁負荷の低減対策の推進
- ② 公共用水域の水質監視及び排水施設への立入検査・指導の推進
- ③ 坑廃水処理の適正な推進
- ④ 小川原湖の水質改善に向けた取組の推進

※19 BOD：Biochemical Oxygen Demandの略。生物化学的酸素要求量。河川水や工場排水、下水などの汚濁の程度を示す代表的指標で、水中の有機物が微生物によって分解される際に消費される酸素の量をいい、単位はmg／リットル。一般的にこの数値が高いほど水が汚れていることを示す。

※20 COD：Chemical Oxygen Demandの略。化学的酸素要求量。海域や湖沼の汚れの度合いを示す代表的指標で、水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算し、単位はmg／リットル。一般的にこの数値が高いほど水が汚れていることを示す。

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全

施策3 身近な生活環境の保全

現状と課題

- 騒音・振動の苦情件数は、徐々に減少していますが、引き続き、市町村などの関係機関と連携し、実態把握と適切な対応に努めていくことが必要です。
- 地盤環境については、過去に青森地域や八戸地域において規模の大きな地盤沈下が発生しましたが、揚水規制などにより、近年は沈静化の傾向にあります。
- 人の健康・生態系の保全や、安全・安心な農産物を生産する基盤となる健康な土壌については、重金属や揮発性有機化合物、農薬などによる土壌汚染の未然防止と実態把握を進めていくことが必要です。

施策の展開方向

- ① 市町村等との関係機関との連携による騒音・振動への対応
- ② 地盤沈下地域における沈下量や地下水位などの現況把握と地盤沈下防止対策の推進
- ③ 有害化学物質を取り扱う事業場の指導等による土壌汚染の実態把握及び未然防止

施策4 化学物質対策の推進

現状と課題

- ダイオキシン類については、廃棄物の焼却炉からの発生が社会問題となったことから、ダイオキシン類の汚染状況の調査の継続や事業者の自主測定を促すなどの取組を推進しており、本県のダイオキシン類の環境基準は全て達成され、良好な状態で推移しています。
- 化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）を低減していくため、環境中の化学物質の実態把握や化学物質の移動・排出などにおいて適切に管理することが必要です。

施策の展開方向

- ① 環境中の化学物質の実態把握及び適正管理や情報共有と理解の推進を通じた化学物質による環境リスクの低減
- ② 残留農薬検査による流通食品の安全確保と農薬による危害防止運動の推進

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全

施策5 オゾン層保護・酸性雨対策の推進

現状と課題

- 家庭や事業場等における機器類からフロン類の漏洩が懸念されることから、フロン類の適正な回収・処理に向けた取組が必要です。
- 酸性雨は、工場のばい煙や自動車の排ガスに含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物等が原因となって生じ、建造物の劣化や森林などの植生への悪影響などが懸念されます。

施策の展開方向

- ① フロン排出抑制法に基づく登録、関連事業者への指導等
- ② 酸性雨のモニタリング調査による実態と影響の把握

施策6 環境影響評価の推進

現状と課題

- 環境影響評価（環境アセスメント※21）については、社会経済情勢の変化や新たな環境課題を踏まえた適切な対応が求められることから、環境影響評価に関する技術的な情報の提供や審査技術の向上のための取組を進めていくことが必要です。

施策の展開方向

- ① 環境影響評価制度の適切な運用
- ② 社会経済情勢や環境課題の変化などに適切に対応するための情報収集及び科学的知見の蓄積

施策7 公害苦情・紛争処理

現状と課題

- 公害に関する苦情の内容に応じて、関係機関や地域住民等との協力・連携のもとに適切かつ迅速に対応していくことが必要です。
- 公害問題をめぐる紛争処理機関として、県では、青森県公害審査会を設置しており、あっせん、調停及び仲裁を行うことにより、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図っています。

施策の展開方向

- ① 県及び市町村に寄せられた公害苦情に対する適切かつ迅速な対応
- ② 青森県公害審査会による公害紛争の円滑な解決

※21環境アセスメント：開発事業の実施により公害の発生、自然環境の破壊など環境保全に重大な支障をもたらすことのないように、当該開発事業が環境に及ぼす影響を事前に調査、予測及び評価を行うこと

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅳ 豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承

施策1 世界自然遺産白神山地や貴重な自然の 保全と活用



現状と課題

- 世界自然遺産白神山地は2023(令和5)年に世界自然遺産登録30周年を迎えました。(図13)
- 世界遺産地域では、特定の地区への入り込みの集中により、ごみの投げ捨てや踏圧による植生の損傷、本来生育しない植物種の侵入など、人の行為による自然環境への影響が懸念されており、世界遺産条約に則った厳正に保護管理により、次世代に対して継承していく必要があります。
- 生物多様性は、我々のいのちと暮らしを支える基盤であり、野生動物の生息・生育環境の保全や外来生物による生態系への影響の防止と特定鳥獣の保護・管理に取り組む必要があります。
- 本県は、11か所の自然公園(国立：2、国定：2、県立7)など数多くの優れた自然を有していますが、価値や魅力の発信が不十分であり、自然環境の保全、適正な利用によるふれいあいの推進が必要です。
- 本県は、温泉の源泉総数1,095源泉(令和3年度：全国第6位)、総湧出量147,024ℓ/min(同第4位)と、全国有数の温泉県ですが、温泉資源の保全を図るため、適正利用の推進が必要です。

施策の展開方向

- ① 世界自然遺産白神山地や自然公園、自然環境保全地域、開発規制地域などの適切な保全管理
- ② ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けた生物多様性の保全・再生の推進
- ③ 豊かな自然と触れ合う機会の充実や、地域の自然観光資源、歴史・文化を生かしたエコツーリズムの推進
- ④ 市街地など日常において緑や水、生き物などと身近に触れあえる環境づくりの推進
- ⑤ 白神山地ビジターセンター及び県立自然ふれあいセンターにおける自然体験・環境教育の推進
- ⑥ 温泉掘削等に係る許可や立入調査など、温泉法の適正な運用による温泉資源の保全



図13 白神山地世界自然遺産登録30周年ロゴマーク

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅳ 豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承

施策2 自然と共生する里地里山の保全と活用

現状と課題

- 近年、木材価格の低迷に伴う林業経営の悪化や林業従事者の減少により、造林や保育、間伐などの適切な維持・管理が充分に行われない森林が増加し、森林の多面的機能の低下が懸念されています。
- 環境省が選定する「重要里地里山」に、本県では「岩木山麓の池沼群と周辺水田」、「仏沼周辺の湖沼群」など6か所が選定されており、生物多様性保全上も豊かな生態系を有する里地里山を次世代に引き継いでいくことが必要です。
- ニホンザルやツキノワグマによる農産物等への被害が発生しているほか、ニホンジカとイノシシの生息域が拡大している可能性があります。農林業被害等の増加が懸念されています。

施策の展開方向

- ① 森林整備による手入れが不十分な森林の発生防止・解消や、森林の多面的機能の維持・向上、森林資源の循環利用の推進
- ② 多様な生態系や自然と身近に触れあえる里地里山の保存と活用、緩衝帯の整備
- ③ 市町村や近隣道県などとの広域的連携やデジタル技術の活用などにより、効果的な野生鳥獣の保護や適正管理、狩猟・捕獲の担い手の育成

施策3 生活を支える健全な水環境の確保

現状と課題

- 良質な水資源を引き続き確保していくため、山・川・海が良好な状態で保全されるよう、整備・管理又は保全に取り組んでいくことが必要です。
- 農山漁村の豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などのかけがえのない地域資源を未来に引き継ぐ取組が必要です。

施策の展開方向

- ① 地域住民や農林漁業者、事業者などとの協働による、山・川・海をつなぐ健全な水循環の確保に向けた総合的対策の推進
- ② 作物が良好に生育する土壌環境の整備など、農業生産活動による環境負荷の低減
- ③ 地域の多様な主体との協働による、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を通じた環境の保全・再生
- ④ 藻場、干潟の生態系の保全、再生による水産の多面的機能の維持・向上

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅳ 豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承

施策4 良好な景観の保全と創造

現状と課題

- 良好な景観は、人々にうるおいとやすらぎをもたらすとともに、地域への愛着や誇り、地域の魅力として、そこを訪れる人々へのアピールにもつながるため、良好な状態で保全し、次世代に引き継いでいく必要があります。

施策の展開方向

- ① 景観法及び青森県景観条例等の景観法令の適切な運用による良好な景観の保全・形成
- ② 良好な景観の形成についての関心と理解の促進と県民の自主的な活動を支援する取組の推進
- ③ 次世代を担う子供たちの景観への関心を育むための機会提供の推進

施策5 歴史・文化の魅力に対する理解と活用の促進

現状と課題

- 歴史的・文化的遺産は、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらし、心の豊かさを醸し出すものであることから、地域の歴史や生活の移り変わりを後世に伝えるだけでなく、生活の快適さを高める環境として保全していく必要があります。
- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されたことから、遺跡群の保存・活用、価値や魅力の情報発信が必要です。

施策の展開方向

- ① 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」を保護・保全し、価値や魅力を県内外で広く伝達するとともに、認知度向上や受入態勢を充実
- ② 歴史的資料や文化財等の適切な収集・保護・保存と、デジタル技術の活用等による情報発信などの新たな価値の創出による地域活性化の推進
- ③ 地域の祭りや伝統芸能などの鑑賞や体験機会の充実による継承の促進
- ④ 県内に所在する歴史・文化芸術施設や世界自然遺産、世界文化遺産との連携強化による魅力の向上
- ⑤ 県民、特に子どもたちがふるさと青森の歴史や自然、文化への理解を深め、郷土に誇りを持つことができる取組の推進

第5章 政策・施策の展開方向

政策Ⅴ あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進

施策1 子どもから大人まで、あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり



現状と課題

- 環境に配慮した取組がさらに広がっていくよう、今後も、子どもから大人までを対象とした幅広い環境教育・学習の機会を提供していくことが必要です。
- 大学、NPO、事業者など多様な主体の協働による環境教育・学習機会の提供やその仕組みづくりにより、効果的かつ持続的な環境教育・学習を促進していくことが必要です。

施策の展開方向

- ① 子どもから大人まで、地球規模の課題を自分事として捉え、自然に触れながら共に育ち、自然との共生に関して気づきを引き出すことのできる体験型の環境教育の推進
- ② 事業者、NPO、教育機関など多様な主体と協働し、気候変動への適応、省エネや資源循環に向けた行動、自然との共生などを学ぶ環境教育・学習の充実と担い手の確保・育成、活動支援

施策2 環境に優しい行動を促進する仕組みづくり

現状と課題

- 今日の環境問題は、私たちの日常生活や事業活動による環境への負荷が大きな要因となっており、県民一人ひとりや各事業者が、自分事として日常生活や事業活動を見直し、環境への負荷が少ないライフスタイルやビジネススタイルに転換していくことが必要です。
- 私たちのライフスタイルやビジネススタイルを変えていくためには、自分たちの行動が環境にどの程度の影響を与えているのかを把握し、行動の変化による成果を知る「見える化」の取組が重要です。
- 各主体の活動や研修・交流機会などを通じて形成されるネットワークや仲間は、さらに取組を進める財産となるものであり、環境教育・学習や環境保全活動を一層推進するためのネットワークづくりを引き続き進めていくことが必要です。

施策の展開方向

- ① ごみ処理や二酸化炭素排出量の「見える化」など県民や事業者が環境に優しい行動に取り組みやすい仕組みづくりの推進
- ② 事業者におけるESG^{※22}要素を踏まえた投資、経営や金融への理解を深め、環境に配慮した事業活動を促進
- ③ 環境に優しい行動に結びつく情報の提供や、事業者、NPO、教育機関など多様な主体との連携・協働の推進
- ④ 「もったいない・あomorい県民運動^{※23}」の展開による、県民総参加の環境配慮行動の推進

※22 ESG：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取ったもので、企業が長期的に成長するために必要な3つの視点

※23 もったいない・あomorい県民運動：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/mottainai.html>

第5章 政策・施策の展開方向

コラム：もったいないあおもり県民運動

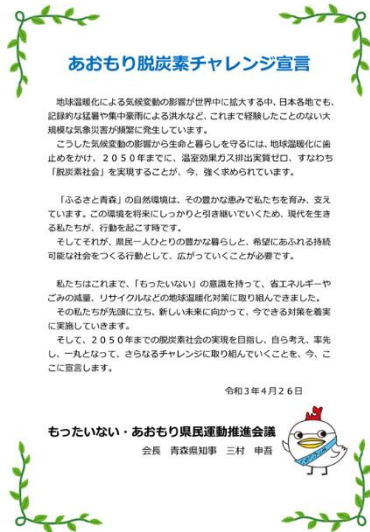
「もったいない・あおもり県民運動」は、県民や事業者、各種団体、行政など多様な主体がパートナーシップのもと、「もったいない」の意識を持って、省エネルギーやごみの減量、リサイクルなど、環境に配慮した活動に取り組む県民運動です。

県民運動の推進主体の「もったいないあおもり県民運動推進会議」では、脱炭素・循環型社会形成に向けた取組を推進するため、「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」、「あおもりプラごみゼロ宣言」を行いました。

1 あおもり脱炭素チャレンジ宣言

近年、猛暑や集中豪雨など、地球温暖化による気候変動の影響から県民の生命と暮らしを守るため、2021(令和3)年4月26日に、2050(令和32)年までの脱炭素社会の実現に向けた取組をスタートさせる「あおもり脱炭素チャレンジ宣言」を採択しました。

県民一人ひとりが考え、行動し、まずは、今できることにしっかりと取り組んでいきたいと思います。



あおもり脱炭素チャレンジ宣言



あおもりプラごみゼロ宣言

2 あおもりプラごみゼロ宣言

県内におけるプラスチックごみの削減と資源循環に向けた一人ひとりの行動をより一層促進するため、「もったいない・あおもり県民運動」として、2020(令和2)年5月20日に「あおもりプラごみゼロ宣言」を行いました。

「私たちができる7つの行動」を心がけ、取り組むことができそうな項目から実践してみてください。

【私たちができる7つの行動】

- 1 外出時にマイバックを持ち歩く習慣を
- 2 詰め替え用やリサイクル素材のものなど、環境にやさしい商品選び
- 3 賢く使おうマイボトル
- 4 使い捨て製品はできるだけ使わない
- 5 使用後は正しく分別、リサイクル
- 6 ポイ捨ては絶対しない
- 7 清掃活動への参加など、みんなで地域をきれいに

第5章 政策・施策の展開方向

2 SDGsとの関係

	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
政策Ⅰ カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現							○	○	○		○	○	○				○
政策Ⅱ 資源効率の高い循環型社会の実現		○				○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
政策Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全			○			○					○	○		○	○		○
政策Ⅳ 豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承	○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○		○
政策Ⅴ あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び各主体との連携・協働の推進				○					○			○	○				○

第6章 プランの推進

1 各主体の役割

(1) 県の役割

県は本プランに基づき、環境の保全及び創造に関する施策を推進します。各主体の参加により各施策が総合的に進められるよう、関係部局で緊密な連携を図りつつ、各主体の参加を促進する枠組みを構築し、県民、事業者、民間団体等、市町村との連携・協働により、総合的に環境の保全及び創造に関する施策を推進します。

(2) 市町村の役割

地域の環境特性を十分に考慮した施策の展開や、地域の住民、事業者、民間団体等への支援及び活動を促進するとともに、住民や事業者、民間団体等と連携・協働し、地域の自然環境や社会的条件などの特性に応じた環境保全活動を推進する役割が期待されます。

(3) 県民の役割

県民一人ひとりが、環境問題との関わりについて理解を深め、日常生活に起因する環境負荷の低減に努めるとともに、行政、事業者、民間団体等と連携・協働して、身近な環境をより良いものにしていくための環境配慮行動を自主的・積極的に進めることが期待されます。

(4) 事業者の役割

事業者は、経済活動の大きな部分を占め、その取組は環境負荷低減にとって極めて重要であり、環境に配慮した事業活動の実践・拡大が期待されます。事業活動においては、経営の中核に環境経営を取り入れ、環境配慮に積極的に取り組み、環境負荷を低減させることで、社会的責任を果たすとともに、企業価値の向上につなげることが期待されます。

(5) 民間団体等の役割

県民や事業者によって組織され、環境保全に関する活動を行う民間団体は、自律的、組織的に幅広い活動を活発に行うことにより環境保全のための取組に関する基盤を形成するなど、大きな役割を果たしています。

民間団体は、専門的な知識や技術を生かして、県民、事業者、行政等と連携・協働し、地域の環境保全の中核となること、また環境保全活動の実践団体としての役割が期待されます。

第6章 プランの推進

2 進行管理

(1) 進行管理方法

- 基本計画の政策点検を活用して、取組状況を点検・評価するとともに、環境審議会に報告し、出された意見も踏まえた上で、その時点で最も適切と思われる取組の方向性を見定め、本プランのめざす姿の実現に向け、施策を着実に推進します。
- 国の政策等外部環境の変化などがあった場合は、必要に応じて施策や進行管理指標を補完するなど、臨機応変に対応します。

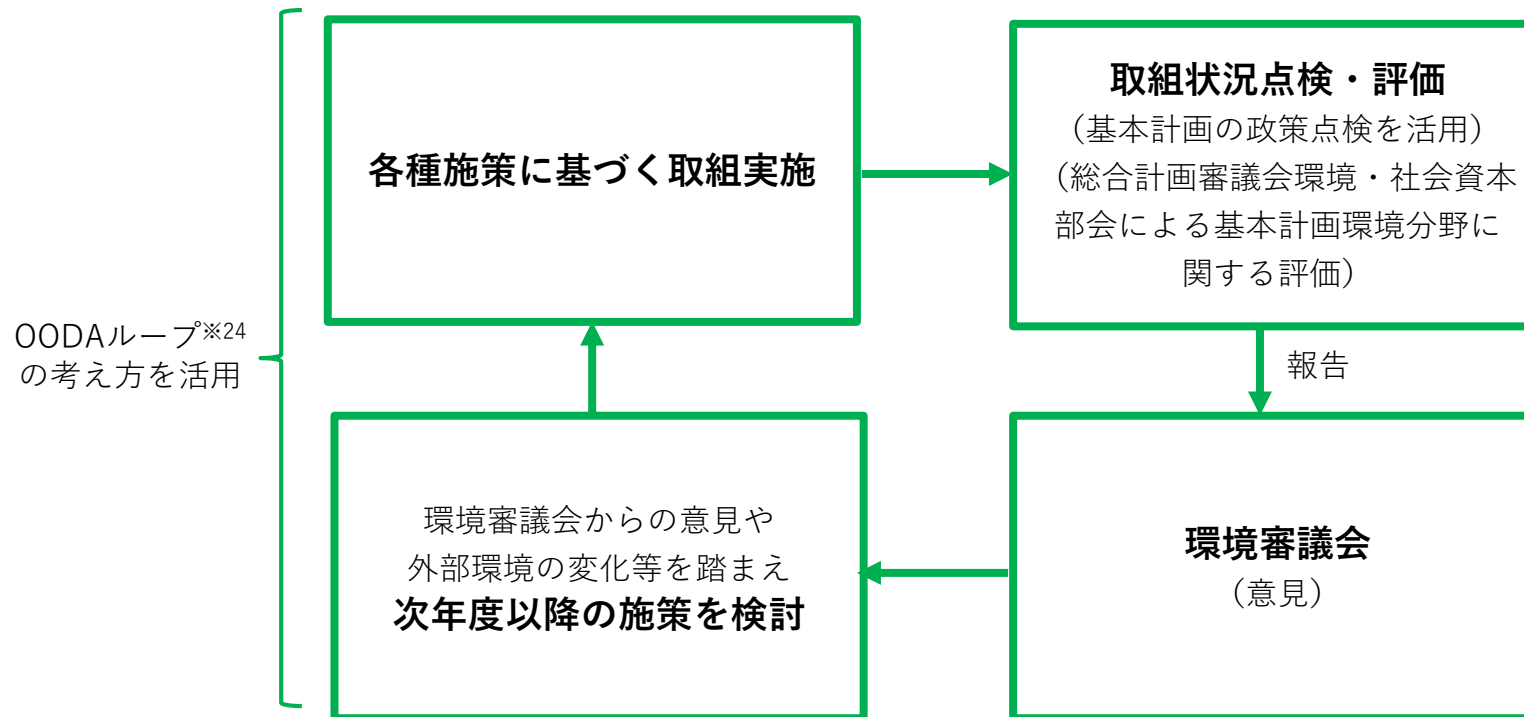


図14 プラン進行管理のイメージ

※24OODAループ（ウーダーループ）：O（Observe：観察する）、O（Orient：方向づける）、D（Decide：決断する）、A（Act：実行）のサイクルによる軌道修正を短期的に繰り返す、機動力を重視した意思決定手法のことで、見通しの立たない状況における目標達成に有用とされる

第6章 プランの推進

2 進行管理

(2) 進行管理指標

環境に係る現状や各政策・施策の進捗状況等を把握するため、「進行管理指標」を設定し、推移を確認し、点検時の参考資料とします。
 なお、本プランで設定する「進行管理指標」以外の指標についても、取組状況等の点検時に必要に応じて確認していきます。

政策Ⅰ カーボンニュートラルに向けた脱炭素社会の実現

指標	現状値 【参考：個別計画目標値】	
温室効果ガス排出量削減率 (2013年度比)	R2 (2020)	△22.5% 【△51.1(R12)】
部門別の二酸化炭素排出量 削減率	R2 (2020)	産業部門 △22.6% 業務その他部門 △36.4% 家庭部門 △25.2% 運輸部門 △24.7%
自家消費型再生可能エネルギー (電気・熱)の導入量		— 【1.34億kWh相当(R12)】
再生可能エネルギー導入量 (FIT制度による)	R3 (2021)	太陽光 821,571kW 風力 701,954kW 水力 4,625kW 地熱 0kW バイオマス 101,836kW
次世代自動車※25普及率	R3 (2021)	18.8%
再造林率	R4 (2022)	32.4%

政策Ⅱ 資源効率の高い循環型社会の実現

指標	現状値 【参考：個別計画目標値】	
1人1日当たりのごみ排出 量	R3 (2021)	1,002g 〔生活系690g、事業系312g〕 【940g(R7)】
一般廃棄物総排出量	R3 (2021)	455,539t
ごみのリサイクル率	R3 (2021)	14.2% 【17.0%(R7)】
民間回収を含めたリサイク ル率	R3 (2021)	29.4% 【34.0%(R7)】
災害廃棄物処理計画策定市 町村数	R4 (2022)	19市町村
あおり食べきり推進オ フィス・ショップ※26認定 事業所数	R4 (2022)	236事業所
リサイクル製品認定数	R4 (2022)	364
産業廃棄物不法投棄等の発 見件数と解決件数	R4 (2022)	発見件数 63件 解決件数 26件

※25次世代自動車：ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、天然ガス自動車等

※26あおり食べきり推進オフィス・ショップ：県が認定する食品ロス削減に向けた普及啓発・工夫、食品廃棄物のリサイクル等に取り組む事業所

第6章 プランの推進

2 進行管理

(2) 進行管理指標

政策Ⅲ 安全・安心な生活環境の保全

指標	現状値	
大気環境基準達成率(光化学オキシダントを除く)	R4 (2022)	100%
公共用水域の環境基準達成率	R4 (2022)	91.0% 〔河川(56水域) 98.2% 海域(28水域) 92.9% 湖沼(5水域) 0%〕
自動車騒音の環境基準達成率	R4 (2022)	97.5%
ダイオキシン類の環境基準達成率	R4 (2022)	100%
降水のpH(青森市)	R4 (2022)	5.0
公害苦情件数と処理件数	R4 (2021)	苦情件数 572件 直接処理件数 544件

政策Ⅳ 豊かな自然環境、景観、歴史・文化の継承

指標	現状値	
白神山地入込者数	R3 (2021)	141,677人 (暦年集計)
自然ふれあい体験プログラム※27利用者数	R4 (2022)	640人
自然公園内観光地点入込客数	R3 (2021)	4,261千人
保護・保全地域面積※28	R4 (2022)	246,509ha

※27自然体験プログラム：青森県立自然ふれあいセンターにおける体験プログラム

※28保護・保全地域：国立公園、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域、開発規制地域、緑地保全地域、鳥獣保護区、OECM（民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域）の面積合計。環境省では、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定する仕組みを2023(令和5)年度から開始し、保護地域との重複を除き、「OECM」として国際データベースに登録。

環境省ホームページ「自然共生サイト」<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/>

第6章 プランの推進

2 進行管理

(2) 進行管理指標

政策V あおもりの環境を守り育てる人財の育成及び 各主体との連携・協働の推進

指標	現状値	
環境教育に関連した体験学習を実施した小中学校の割合	R4 (2022)	85.9%
省エネルギー診断の利用事業所数	R3 (2021)	15事業所
あおりECOにこオフィス／ショップ認定事業所 ^{※29} 数	R4 (2022)	1,306 事業所
環境の保全を図る活動を行うNPO法人の数	R4 (2022)	117団体

※297 あおりECOにこオフィス／ショップ認定事業所：青森県が認定する、もったいない・あおり県民運動の趣旨に賛同し、省エネルギー・省資源対策、廃棄物減量化・再資源化・再利用・リサイクルの促進などの環境に配慮した取組項目のうち5以上の項目に取り組んでいる事業所

第7章 開発事業等における環境配慮指針

1 開発事業等における環境配慮の考え方

- 現在、県内においても、道路などの社会資本の整備をはじめ、風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギー関連施設といった各種の地域開発事業が実施されていますが、開発による環境への影響が懸念されています。
- 開発と環境保全はいずれか一方が優先するものではなく、環境と経済が調和し、持続可能な社会の形成に向けて、社会基盤の整備を核とした地域振興と豊かな自然環境などの保全を通じた地域づくりがバランスよく適切に進められていくことが必要です。
- 本県の豊かで美しい自然環境や歴史的・文化的遺産を保全し、これらをより良好な地域環境として創造し、次世代へ引き継いでいくためには、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある開発や立地の構想・計画策定時から、開発終了後の土地利用までのあらゆる段階において、環境への負荷をできる限り最小限にとどめる配慮と対応が必要です。
- このため、開発事業等における環境配慮指針として、開発事業等の構想や計画立案、事業の実施に当たって事前に環境に配慮すべき基本的な事項などについて、4つの区分により示すものです。

2 環境配慮指針（詳細は別冊1）

- (1) 構想・計画地選定段階
 - ① 自然環境の保全に係る配慮
 - ② 大気環境及び水環境等の生活環境の保全に係る配慮
 - ③ 資源循環や廃棄物の適正処理に係る配慮
 - ④ 快適環境に係る配慮
 - ⑤ 地球環境に係る配慮
- (2) 土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階
 - ① 土地・植生の改変（造成、敷地整備）段階での環境配慮
 - ② 建造物等の設置、建設・建築段階での環境配慮
- (3) 操業や日常利用段階
 - ① 交通量の増大に係る環境配慮
 - ② 大規模駐車場等に係る環境配慮
 - ③ 雨水や地表水の貯水や排水に係る環境配慮
 - ④ 水資源利用に係る環境配慮
 - ⑤ 産業排水に係る環境配慮
 - ⑥ 肥料や飼料、農薬などに係る環境配慮
 - ⑦ 大気汚染物質や粉じんの発生に係る環境配慮
 - ⑧ 廃熱に係る環境配慮
 - ⑨ 騒音・振動、悪臭等の発生に係る環境配慮
 - ⑩ 環境汚染物質の発生に係る環境配慮
 - ⑪ 廃棄物の発生に係る環境配慮
- (4) 事業の終了・廃業段階
 - ① 施設の操業停止や廃業に伴う配慮
 - ② 建築物等施設の解体に伴う環境保全に係る配慮
 - ③ 埋立て・造成等の事業終了に伴う環境保全に係る配慮

資料編（詳細は別冊 2）

- 1 次期青森県環境計画策定に係る「環境に関する県民アンケート調査」
- 2 次期青森県環境計画策定に係る「環境に関する事業者アンケート調査」
- 3 第6次青森県環境計画取組状況等点検・評価結果の概要
- 4 青森県環境総合プランの策定経過
- 5 青森県環境審議会委員名簿
- 6 次期青森県環境計画策定検討に係る有識者会議
- 7 次期青森県環境計画策定庁内連絡会議設置要綱